

令和6年度

測量等業務指名競争入札参加資格 審査申請（中間受付）の手引き

- ・ 測 量
- ・ 土木関係建設コンサルタント業務
- ・ 地質調査業務
- ・ 建築関係建設コンサルタント業務
- ・ 補償関係コンサルタント業務
- ・ 環境測定業務

（注意）

令和5年2月に令和5・6年度の資格審査申請を行い、資格認定を受けている方は、今回申請の必要はありません。

（京 都 府 提 出 用）

目 次

第 1	測量等業務指名競争入札の参加資格審査について	
1	資格審査対象業種	1
2	入札参加資格要件	1
3	入札参加資格の有効期間	2
4	対象業種一覧表	2
第 2	資格審査申請の手順（郵送申請用）	
1	提出書類	3
2	申請方法、受付期間	5
3	申請書類の郵送先、問合せ先	5
第 3	申請書の記入要領	
1	測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書（第 1 号様式）	6
2	経営規模等総括表（第 2 号様式）	6
3	登録証明書（現況報告書）等	7
4	測量等実績調書（第 3 号様式）	8
5	技術者経歴書（第 4 号様式）	8
6	商業・法人登記事項証明書（法人の場合）	9
7	直前 1 年の営業年度における財務諸表	9
8	営業所一覧表（第 5 号様式）	9
9	府税納税証明請求書、府税納税証明書（第 6 号様式）	9
10	消費税及び地方消費税の納税証明書	9
11	府委託実績調書（第 7 号様式）	10
12	業者カード（第 8 号様式）	10
	◎ 様式記入例等	13
	◎ 円滑な申請のために ～必ずお読みください～	17
	◎ 提出書類チェックリスト	18
第 4	申請書等の記載事項の変更	19

第1 測量等業務指名競争入札の参加資格審査について

京都府（教育庁、警察本部、関係公社等を含む）が発注する測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント及び環境測定業務（以下「測量等業務」という）の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受ける必要があります。京都府では、資格審査の時期及び方法等について、京都府測量等業務指名競争入札参加要綱（昭和54年京都府告示第515号）を定めています。

つきましては、令和6年度の測量等業務に係る入札参加資格の審査を受けようとする方は、以下の事項に十分ご留意の上、申請をしてください。

1 資格審査対象業種

資格審査の対象となる業務は、次の6業種です。

①測量	②土木関係建設コンサルタント業務	③地質調査業務
④建築関係建設コンサルタント業務	⑤補償関係コンサルタント業務	⑥環境測定業務

2 入札参加資格要件

(1) 資格審査の対象となる業務についての要件は次のとおりです。

ア 測量を希望する場合、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。

イ 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務を希望する場合、それぞれ、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。

なお、次の①～⑤のいずれかの登録を受けている者は、登録がない業務を希望することができるが、その場合、当該業務において、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（業務に該当する部門）（以下「RC CM」という）の資格保有者（以下「資格等保有者」という）を置いていること。

- ① 測量法第55条第1項の規定による登録
- ② 建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録
- ③ 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録
- ⑤ 補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録

- ウ 建築関係建設コンサルタント業務（建築設備設計業務を除く）を希望する場合、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けていること。
- エ 建築関係建設コンサルタント業務のうち、建築設備設計業務を希望する場合、建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る）を専任で置いていること。
- オ 環境測定業務（「濃度」「特定濃度」「音圧レベル」「振動加速度レベル」の4区分）を希望する場合、希望する各区分について、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による都道府県知事の登録を受けていること。

(2) 次の各号に該当する者は、入札に参加することができません。

- ア 特別な理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 資格審査申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- ウ 資格審査申請書を提出するときまでに府が発注した測量等業務に関する債務を履行していない者
- エ 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

3 入札参加資格の有効期間

資格審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月31日までです。ただし、令和7年2月に予定している次回の申請受付において、引き続き資格審査申請書を提出した場合は、その結果を通知した日まで有効です。

4 対象業種一覧表

業種区分	業務内容
① 測量	測量一般/地図の調製/航空測量等に関する業務
② 土木関係建設 コンサルタント業務	土質及び基礎/鋼構造及びコンクリート/河川/砂防及び海岸・海洋/電力土木/道路/トンネル/施工計画・施工設備及び積算/機械/地質/造園/港湾及び空港/上水道及び工業用水道/下水道/農業土木/森林土木/水産土木/都市計画及び地方計画/鉄道/建設環境/電気電子/廃棄物等に関する業務
③ 地質調査業務	地質調査業務等
④ 建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般業務（意匠/構造/建築積算/調査/工事監理等） ----- 建築設備設計業務（暖冷房/衛生/電気/機械設備積算/電気設備積算等）
⑤ 補償関係 コンサルタント業務	土地調査/土地評価/物件/機械工作物/営業補償・特殊補償/事業損失/補償関連/総合補償等に関する業務
⑥ 環境測定業務	濃度/特定濃度/音圧レベル/振動加速度レベル等の測定業務

第2 資格審査申請の手順（郵送申請用）

1 提出書類

入札参加資格審査申請にあたっては、下記の「提出書類」の1から11を順に並べ、縦の左上側1箇所をクリップ又はダブルクリップで留めて提出してください（ホッチキス留めや紙ファイルは不要です）。提出書類が厚い場合は紐綴じで提出してください。

「提出書類」の「別添」は、綴じずに提出してください。

なお、提出書類毎に付箋、インデックス等を付けて提出してください。インデックスには、下記の順番の数字を記載してください。

※印は、該当者のみ提出の書類です。（）内は関連ページです。

順番	提出書類	様式番号	提出部数
1	測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書	第1号様式	各1部
2	経営規模等総括表	第2号様式	
3	登録証明書（現況報告書）等		
4	測量等実績調書	第3号様式	
5	技術者経歴書	第4号様式	
6	（法人の場合）商業・法人登記事項証明書（写し可）		
7	直前1年の営業年度における財務諸表（写し可）		
8	営業所一覧表	第5号様式	
9	府税納税証明書（写し不可） <u>（p.9）</u>	第6号様式	
10	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）		
11	府委託実績調書 <u>（p.10）</u>	第7号様式	
別添	業者カード	第8号様式	2部
別添	委任状 ※ <u>（p.4）</u>	京都府様式	各1部
別添	委任状（代理申請用） ※ <u>（p.4）</u>	京都府様式	
別添	切手を貼付した受領書返送用封筒		

（注）第1号様式～第5号様式のみ、国土交通省様式又は中央公契連統一様式をもって代えることができます。

● 「業者カード」（第8号様式）のメール送付について

提出いただいたデータの迅速な活用を図るため、「業者カード」（第8号様式）は、紙媒体による提出に加えて、下記のとおり指定ファイルをメールで送付してください。

(1) 指定ファイル

- ・「業者カード」（第8号様式） Excelブック形式

※PDF形式、XDW形式等の指定外形式は認められません。

(2) 入力上の注意

- ・必ず今回の受付で京都府ホームページからダウンロードした様式を使用し、古い様式は使用しないでください。
- ・入力された文字が印刷時に見切れている場合も、セル内にデータが正確に入力されていれば問題ありません。詳しい入力方法はp. 10～15を参照してください。

(3) メール送付について

- ・業者カード（第8号様式）は、受付完了日から2日（土日を除く）以内に以下のメールアドレスに送付してください。期間内に送付されなかった場合は、申請を受け付けない場合があります。

メール送付先： shido@pref.kyoto.lg.jp

- ・件名は「業者カード+商号又は名称」としてください。
- ・ファイル名は「商号又は名称」としてください。
- ・送付データは紙媒体で提出される内容と同一のものとしてください（送付前に再度確認してください）。

(4) 指定ファイルの入手方法

- ・京都府ホームページ中の入札参加資格のページ (<https://www.pref.kyoto.jp/shime/>) から他の様式と併せてダウンロードしてください。
- ・京都府ホームページのトップページから入られる場合は、「産業・雇用」－「入札情報」－「建設工事等」－「入札参加資格」を順にクリックしてください。

●委任状について

※① 京都府に対する入札・契約等の権限を支店長又は営業所長等に委任される方

申請書提出時に「委任状」に記入・押印の上、提出ファイルには綴じずに別に添付して提出してください（委任期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしてください）。

なお、京都府様式以外は受け付けられません。

※② 申請書作成・提出等の手続を行政書士に委任される方

申請書提出時に「委任状（代理申請用）」に記入・押印（申請代理人の押印は不要）の上、提出ファイルには綴じずに別に添付して提出してください（委任期間については、令和6年2月22日から令和6年2月29日までとしてください）。

なお、京都府様式以外は受け付けられません。

2 申請方法、受付期間

下記の期間に受付を行います。

郵送申請のみ受付を行いますので、下記の郵送先に申請書類を郵送してください。

申請方法	受付期間	備考
郵送申請	令和6年2月22日(木)から 令和6年2月29日(木)まで	2月29日の消印まで有効 (期間外の消印のものは受付不可)

(注1) 上記受付期間内に提出されなかった場合、次回受付は令和7年2月になります。

(注2) 例年、申請期間最後の数日は、申請者の方が集中して大変混雑します。また、提出書類に誤りや不足があり、上記受付期間内に書類が調わない場合は受付ができませんので、修正等の期間も考慮し、余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。(準備ができた書類のみ送付し、不足書類を後日送付することは不可)。

3 申請書類の郵送先、問合せ先

ご不明な点については、以下にお問い合わせください。

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 建設交通部 指導検査課 調整係 TEL: 075-414-5228

第3 申請書の記入要領

次の事項は、書類ごとに指定が無い場合、共通のものです。

- ・各種証明書類は、それぞれの発行官公署等において定めた様式を用いてください。
- ・各種証明書類の有効期限は、「現況報告書の写し」を除き、申請時において発行日が3箇月以内（令和5年11月22日以降）のものとし、複写機による写し（印影まで鮮明なものに限る）も可とします（ただし、京都府税納税証明書は原本提出）。
- ・審査基準日は令和6年1月1日です。

1 測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

- (1) 申請日を記入してください。
- (2) 「登録番号及び登録年月日」については、現在登録を受けているもの全てを記入してください。
ただし、建築士事務所登録欄は以下により記入してください。
 - ①建築一般業務＋建築設備設計業務を希望：建築士事務所登録番号
 - ②建築一般業務のみ希望：建築士事務所登録番号
 - ③建築設備設計業務のみ希望：建築設備士登録番号
- (3) 代表者印は不要ですが、行政書士が代理申請人として代理申請をする場合は、申請書の下部余白に申請代理人の記名（ゴム印可）及び押印をしてください（併せて委任状（代理申請用）を提出してください（p.4参照））。

2 経営規模等総括表（第2号様式）

- (1) 測量等実績高
審査基準日（令和6年1月1日）以前の最終決算日の直前2年分の営業年度における決算について記入してください。12月末決算等で受付期間中に該当期の財務諸表の調製が間に合わない場合は、直前2年と3年の2年分の営業年度における決算について記入してください。（p.16記入例参照）
 - ①「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」欄には、入札に参加を希望する業種のみについて、6業種（p.1参照）別に、各営業年度において完成した業務の実績高を消費税込みで記入してください。各年度の2欄（2列）のうち、年1回決算の場合は1欄、年2回決算の場合は2欄を使用してください。
※業種区分「その他」は記入しないよう、ご注意ください。
 - ②営業年度の変更及び組織の変更について
営業年度を変更したため、審査基準日の直前2年分の各営業年度に含まれる月数の合計が24箇月に満たない場合は、次の式によって年間平均実績高を算定してください。

- [例] 審査基準日の直前1年の営業年度・・・A
審査基準日の直前2年の営業年度・・・B
審査基準日の直前3年の営業年度・・・C

$$\text{年間平均実績高} = \frac{\text{Aの実績高} + \text{Bの実績高} + \text{Cの実績高} \times (\text{24ヶ月} - \text{Aの月数} - \text{Bの月数})}{\text{Cの月数}} \div 2$$

(2) 自己資本額（法人の方は①～③、個人の方は③のみを参照）

審査基準日（令和6年1月1日）以前の最終決算日の直前1年分の営業年度における決算について記入してください。12月末決算等で受付期間中に該当期の財務諸表の調製が間に合わない場合は、直前2年前の1年分の営業年度における決算について記入してください。（p.16記入例参照）

①「計」の「計」欄

財務諸表の貸借対照表「純資産合計」を記入してください。

②「計」の「決算後増減額」欄

審査基準日以前の最終決算日以降、審査基準日の前日までの間に増資又は減資があった場合は、その合計額を記入してください。減資があった場合は、マイナス表示（「－」又は「△」）で記入してください。

③「計」の「合計」欄

【法人の方】

①+②の合計額を記入してください。

【個人の方】

青色申告書等により「期首資本金（元入金）」＋「事業主借勘定」＋「事業主利益（青色申告所得金額）」－「事業主貸勘定」（＋負債の部の利益留保性の引当金及び準備金（該当がある場合））を記入してください。①、②の欄は記入不要です。

(3) 営業年数等

①「営業年数」欄には、創業年月日から審査基準日までの期間（休業の期間を除く）に係る年数（1年未満は切捨て）を記入してください。

②組織変更等が行われ、かつ、現企業体と前企業体が同一性を保持していると認められる場合は、前企業体の創業年月日とすることができます。企業の合併が行われたときは存続会社の創業年月日としてください。

3 登録証明書（現況報告書）等

(1) 測量法、建築士法又は計量法の規定による登録業者である場合

それぞれの登録に関し、令和5年11月22日以降に発行された「登録証明書」を提出してください。なお、登録から3箇月以内の場合は、「登録通知書の写し」をも

って代えることができます。

計量証明事業の登録証明書は都道府県によっては発行されないことがあります。その場合、登録簿の謄本に原本と相違ない旨の証明を受けたものを提出してください。

(2) 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の規定による登録業者である場合

それぞれの登録規程第7条に規定する「現況報告書の写し」及び第2条に規定する「登録の更新」を受けた「通知書の写し」を提出してください。

また、建設コンサルタント登録規程又は補償コンサルタント登録規程の規定による登録業者で、登録規程第7条に規定する「現況報告書」に記載のない部門を「◎」で希望される場合は、登録規程第9条に規定する「登録の追加」を受けた「通知書の写し」を提出してください。

①「現況報告書」は、国土交通省に提出された一式（財務諸表は除く）で、確認済印が申請書提出時の直前1年以内（令和5年2月22日以降）のものに限ります（決算日の関係で、直近の「現況報告書」を提出済みであり、確認済印の押印が未了の場合は、提出済みの直近の報告書の写しとその1期前の報告書の写しを併せて提出すること）。

②新規登録から申請までに決算日が無く「現況報告書」が無い場合は、「登録通知書の写し」を提出してください。

③「現況報告書の写し」を提出された場合は、営業所一覧表（第5号様式）を省略することができます。

(3) 建築設備設計業務を希望される場合

1名以上の有効な「建築設備士登録証の写し」を提出してください（専任の建築設備士がいなければ希望できません）。

4 測量等実績調書（第3号様式）

入札に参加を希望する業種のみについて、第1－4 業種一覧表の6業種区分ごとに別葉にして記入してください。

直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記入してください。対象期間は、審査基準日（令和6年1月1日）以前の最後の決算日までの2年間です。

原則として、この様式に記入する金額の単位は円単位、金額は消費税込みです。千円単位等や税抜き価格で記入した場合は、そのことがわかるよう明記してください。

5 技術者経歴書（第4号様式）

入札に参加を希望する業種のみについて、第1－4 業種一覧表の6業種区分ごとに別葉にして、常勤の技術者の業務経歴を記入してください。

6 商業・法人登記事項証明書（法人の場合）

申請者が法人の場合は、令和5年11月22日以降に発行された「商業・法人登記事項証明書」を提出してください。

なお、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」の別は問いません。

7 直前1年の営業年度における財務諸表

審査基準日（令和6年1月1日）以前の最終決算日の直前1年分の営業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあつてはこれらに類する書類（青色申告書等））を添付してください。12月末決算等で受付期間中に該当期の財務諸表の調製が間に合わない場合は、直前2年前の1年分の営業年度のものを添付してください。

8 営業所一覧表（第5号様式）

主たる営業所（一般的には本社・本店等になります）とその他の営業所について記入してください。

9 府税納税証明請求書、府税納税証明書（第6号様式）

(1) 「府税納税証明書」は写しは不可です（必ず原本を添付してください）。

令和5年11月22日以降に発行されたものを提出してください。

(2) 「府税納税証明請求書」及び「府税納税証明書」に必要事項（各様式の※印欄）を記入し、最寄りの府税事務所、広域振興局税務室、府税出張所又は京都府税務課（府庁1号館5階）に申請の上、交付を受けてください。

なお、請求者が納税者でない場合は、必ず納税者等の委任状（定められた様式はありません）を添付して証明を受けてください。

(3) 京都府に納税義務が無い方は、証明を受ける必要はありませんので、住所、商号、代表者及び日付（申請日）を記入（押印不要）した「府税納税証明書」の余白部分に『京都府税については納税義務がありません。』と記入したものを提出してください（「府税納税証明請求書」の提出は不要です）。

(4) 「府税納税証明書」の申請については、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/>) をご覧いただき、不明な事項は以下へお問い合わせください。

京都府 総務部 税務課 管理係 TEL：075-414-4504

10 消費税及び地方消費税の納税証明書

(1) 「消費税及び地方消費税の納税証明書」は次のいずれかの書式の添付が必要です。

（それ以外の書式（書式その1等）では受け付けられません。）いずれも令和5年11月22日以降に発行されたものを提出してください。

- ①書式その3 : 未納の税額が無いことの証明 (請求税目単位の証明)
- ②書式その3の2 : 未納の税額が無いことの証明 (申告所得税と消費税及び地方消費税の証明)
- ③書式その3の3 : 未納の税額が無いことの証明 (法人税と消費税及び地方消費税の証明)
- (2) 証明書に納期限が未到来の未納税額について記載があり、申請書の提出が当該納期限の到来後となる場合は、完納して未納が無い状態の納税証明書を取得し、提出してください。
- (3) 交付は、事業所等を管轄する税務署で受けてください(納税証明書をオンライン請求することも可能です。詳細は下記参照)。「消費税及び地方消費税の納税証明書」の申請について不明な事項は税務署へお問い合わせください。
- ・納税証明書の交付請求手続
<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
 - ・納税・納税証明書に関するリーフレット
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/02.htm>
 - ・納税証明書のオンラインでの交付請求手続
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

11 府委託実績調書(第7号様式)

直前2年間に京都府(教育庁、警察本部、関係公社等を含む)から直接契約して委託された全ての測量等業務について、その業務の内容及び請負代金の額(消費税込)等を記入してください。(協会や市町村等を通じて行った業務は除く)。

直前2年間に京都府からの委託実績が無い場合は、「府委託実績調書」の余白部分に『委託実績はありません。』と記入したものを提出してください。

対象期間は、審査基準日(令和6年1月1日)以前の最後の決算日までの2年間です。

12 業者カード(第8号様式)

- (1) この様式には押印しないでください。
- (2) ※欄は記入しないでください。
- (3) 「業者番号」欄は、新規申請の場合は記入しないでください。

過去に入札参加資格をお持ちの場合は、過去に通知を受けた測量等業務指名競争入札参加資格認定通知書のうち、最新のものに記載されたユーザーID(「60」から始まる8桁の番号)を必ず記入してください。

- (4) 「直前2箇年の年間平均実績高」欄は、経営規模等総括表(第2号様式)の「測量等実績高」の欄に記入した「年間平均実績高」の「計」欄の額を記入してください。
京都府の資格審査対象業種(6業務)以外の実績は記入しないでください。

- (5) 「自己資本額」欄は、経営規模等総括表(第2号様式)の「自己資本額」の「合計」の「計」欄の額を記入してください。資本金と混同されないよう、ご注意ください。

- (6) 「職員数」欄は、希望業務以外に従事する職員を含めた全体（全社）の職員数を記入してください。全体で概ね150人以上となる場合は、各欄とも概数でも構いません。技術職員数+事務職員数=職員数、となります。
- (7) 「資本金」欄は、法人の場合は「商業・法人登記事項証明書」の資本金の額を記入してください。個人の場合は記入しないでください。
- (8) 「希望業務内容」欄は、次の要領で記入してください。

- ・「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「建築設備設計業務」及び「環境測定業務」のうち、各法律に基づく登録がある業務を希望される場合は、当該業務に◎を記入してください（○の記入は不可）。
 - ・「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」及び「補償関係コンサルタント業務」のうち、各登録規程に基づく登録がある業務を希望される場合は、当該業務に◎を記入してください（○の記入は不可）。
- 業者登録が無い業務を希望される場合は、○を記入してください。ただし、○の希望が可能な業務は、①～⑤のいずれかの登録があり、当該業務において資格等保有者を置いているものに限りです。
- ・ 希望される業務が○のみの申請はできません（いずれかの業務において、1つは◎の申請が必要です）。（p.13対照表参照）

- ①測量業務：測量法に基づく登録があり、いずれかの業務を希望される場合は、その業務の希望の欄に◎を記入してください（登録が無い場合は希望できません）。
- ②土木関係建設コンサルタント業務：建設コンサルタント登録規程に基づく登録がある業務を希望される場合は、その業務の希望の欄に◎、登録が無い業務を希望される場合は、○を記入してください（資格等保有者がいない部門は希望できません）。
- ③地質調査業務：地質調査業者登録規程に基づく登録があり、業務を希望される場合は、希望の欄に◎、登録が無い業務を希望される場合は、○を記入してください（資格等保有者がいない場合は希望できません）。
- ④建築関係建設コンサルタント業務：建築士法に基づく建築士事務所登録があり、建築一般業務のいずれかの業務を希望される場合は、その業務の希望の欄に◎を記入してください（登録が無い場合は希望できません）。建築設備設計業務は、建築士法に規定する建築設備士（建築士法施行規則に規定する登録を受けている方で、専任の方に限る）を有している場合に限り、希望される業務の希望の欄に◎を記入してください（建築設備士がいない場合は希望できません）。
- ⑤補償関係コンサルタント業務：補償コンサルタント登録規程に基づく登録がある業務を希望される場合は、その業務の希望の欄に◎、登録が無い業務を希望される場合は、○を記入してください（資格等保有者がいない部門は希望できません）。
- ⑥環境測定業務：計量法に基づく登録がある業務を希望される場合は、その業務の希望の欄に◎を記入してください（登録が無い業務は希望できません）。

- (9) 「資格者数」欄は、次の要領で記入してください。
- ①自社の常勤の職員について記入してください（協力会社の資格者は計上しないでください）。
 - ②技術士は、技術士法に基づく第二次試験の合格者で、同法に基づく登録を受けている方のみの人数を記入し、建設コンサルタント登録規程等による実務経験者、大臣認定者等は計上しないでください。
 - ③希望する業務に関して、その下欄に関連する資格者数を計上する形式になっています。したがって、希望しない業務に人数は記入しないでください。ただし、「その他の資格者数」欄は、希望される業務に関わらず記入してください。
 - ④土木関係建設コンサルタント業務の技術士欄は、建設コンサルタント登録の部門ごとの技術管理者の要件に該当する技術士について、総合技術監理部門の方はそれぞれの業務欄の「技術士（総）」欄、それ以外の方は同じく「技術士」欄に計上してください。
 - ⑤地質調査業務の技術士欄は地質調査業者登録規程の技術管理者の要件に該当する技術士について、総合技術監理部門の方は「技術士（総）」欄、それ以外の方は「技術士」欄に計上してください。
 - ⑥④及び⑤に該当しない技術士は「その他の資格者数」の「技術士（上記以外）」欄に計上してください。
 - ⑦複数の資格を持つ資格者及び複数の業務に係る資格者は、それぞれに計上してください。ただし、次の場合は複数に計上しないでください。
 - ・土木関係建設コンサルタント各業務及び地質調査業務において、技術士（総合技術監理部門）の方は、「技術士（総）」欄に計上し、「技術士」欄には計上しないでください。
 - ・「一・二級（建築士、土木施工管理技士）」の一級の資格者は一級にのみ、「士、士補（測量士、不動産鑑定士）」の「士」の資格者は「士」にのみ計上してください（ただし、「その他資格者数」のうち、「構造設計一級建築士」及び「設備設計一級建築士」については、建築関係建設コンサルタント業務の「一級建築士」と重複して計上することができます）。
 - ⑧「公共用地取得実務経験者」は官公庁に勤務し、公共用地の取得業務に10年以上従事した方のことを指します。
- (10) 「受任者情報」欄は、京都府に対する入札・契約等の権限を支店長又は営業所長等の代表者以外の方に委任することを希望される方のみ記入してください。
- (11) 「備考」欄は、直前2年間に京都府からの委託実績がある場合は「1」、無い場合は「0」を記入してください。また、京都府内に営業所がある場合は「1」、無い場合は「0」を記入してください。

◎ 様式記入例等

<「業者登録」－「府への希望可能業務」対照表>

業者登録の種類 府への希望可能業務の種類	測量業登録	建設コンサルタント登録	地質調査業登録	建築士事務所登録	専任の建築設備士	補償コンサルタント登録	計量証明事業登録			
							濃度	特定濃度	音圧レベル	振動加速度レベル
測量（地図の調製・航空測量を含む）	◎									
土木関係建設コンサルタント業務 （登録部門）	○	◎	○	○		○				
土木関係建設コンサルタント業務 （登録部門以外）	○	○	○	○		○				
地質調査業務	○	○	◎	○		○				
建築関係建設コンサルタント業務 （意匠・構造・建築積算・調査・工事監理）				◎						
建築関係建設コンサルタント業務 （建築設備設計業務）					◎					
補償関係コンサルタント業務 （登録部門）	○	○	○	○		◎				
補償関係コンサルタント業務 （登録部門以外）	○	○	○	○		○				
環境測定業務（濃度）							◎			
環境測定業務（特定濃度）								◎		
環境測定業務（音圧レベル）									◎	
環境測定業務（振動加速度レベル）										◎

◎：各法律又は各登録規程に基づく登録があり、希望できる業務

○：各登録規程に基づく登録はないが、希望できる業務（ただし、資格等保有者を置く場合に限る）

※ 希望される業務が○のみの申請はできません（業者カードの中で、いずれかの業務において、1つは◎の申請が必要です）。

＜業者カード（第8号様式） 記入例＞

第8号様式(第4条関係)

半角文字で入力 株式会社は(株)と入力 業者カード(令和5・6年度申請用) 住所は都道府県市区町村と、字名以降を分割して入力

※整理番号	業者番号	60999999	※受託番号	全角文字																
(ふりがな)	にほんまるまるせっけい	代表者の役職	代表取締役	(ふりがな) やまだ たろう																
商号又は名称	日本〇〇設計(株)	代表者の氏名	山田 太郎																	
〒	999-9999	(ふりがな) きょうとふきょうとしかみぎょうじもたちうどおりしんまちにしている	本店所在地	京都府京都市上京区 下立売通新町西入1-1																
電話番号	075-414-5225	E-mail アドレス	shido@pref.kyoto.lg.jp	(ふりがな) きょうと じろう																
直前2箇年の年間平均実績高	832,324 千円	自己資本額	1,107,615 千円	営業年数																
職員数	技術職員 80	事務職員 20	合計 100	資本金 15 百万円	※ 中小															
①	土木コンクリート	河川・砂防・海岸・海洋	電力土木	道路	橋	土木	造園	港	土木	農	森	水	都	鉄	建	電	廃			
希望	◎	◎	○	◎	○															
技術士(総)				1																
技術士		1		1																
RCCM	1	2	2	1																
②	測量業務	測量一般	地図の調製	地質調査業務	地質調査業務	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	意匠	構造	建築積算	調査	工事監理	専門	建築設備設計業務	暖	衛	電	機	電	
希望	◎	◎	◎	希望	○	希望		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
測量士	5			技術士(総)		一級建築士	3													
測量士補	3			技術士		二級建築士	4													
				地質調査技士		建築設備士														3
⑤	補償関係コンサルタント業務	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	濃	特	音	振	その他資格者数	技術士(上記以外)	1				
希望	◎	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		一級土木施工管理技士	2				
補償業務管理士	2	1				3	1	希望							二級土木施工管理技士	1				
契約権限を委任している営業所	京都支店	〒	999-9999												不動産鑑定士					
所在地	京都府京都市上京区 下立売通新町西入1-2														不動産鑑定士補					
電話番号	075-414-5225	(ふりがな)	やまだ さぶろう												土地家屋調査士					
役職		受任者の氏名													司法書士					
備考	京都府委託実績の有無 = 1 (有:1, 無:0)														公共 建築関係建設コンサルタント業務の一級建築士と重複可					
															建築構造士					
															構造設計一級建築士	1				
															設備設計一級建築士	1				

住所は都道府県市区町村と、字名以降を分割して入力

支店名に商号

入力忘れが多いので注意

入力忘れが多いので注意

◎、○を記入

◎、○は記号で入力漢数字の「〇」や数字の「0」は不可

2号様式の合計と同一金額

2号様式の合計と同一金額

技術職員+事務職員

単位に注意

希望業務内容 資格者数

各法律に基づく登録がある場合、「◎」のみ希望可能

各登録規程に基づく登録部門に「◎」希望可能

①～⑤のいずれかに登録があり、当該業務の資格等保有者がいる場合に「○」希望可能

＜業者カード（第8号様式） 記入箇所及び注意事項等について＞

記入箇所	注意事項	記入方法
	※整理番号、※受付番号	記入しない
	(ふりがな)、代表者の役職、役職名	全角文字 (日本語モード) での記入箇所
商号又は名称	株式会社は （株）と記入 してください。	
代表者の氏名 担当者の氏名 受任者の氏名	氏名の間には 全角スペース（空白）を記入 してください。 代表者の氏名、担当者の氏名、受任者の氏名以外の箇所にはスペース（空白）を記入しないでください。	
本店所在地 所在地	所在地は 都道府県名から記入 してください。 ・正：京都府京都市〇〇区××町 ・誤：京都市〇〇区××町 スペース（空白）を記入しないでください。 都道府県名及び市区町村名と字名以降を分割して記入してください。	
契約権限を委任している営業所	営業所の名称に商号は付けないでください。 ・正：京都支店 ・誤：日本〇〇設計（株）京都支店	
〒、電話番号	ハイフン「-」で 区切って記入 してください。	半角英数文字 (英語モード) での記入箇所
E-mailアドレス、直前2箇年の年間平均実績高、自己資本額、営業年数、技術職員、事務職員、合計、資本金、技術士（総）、技術士、RCCM、測量士、測量士補、地質調査技士、一級建築士、二級建築士、建築設備士、補償業務管理士、環境計量士、技術士（上記以外）、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、土地家屋調査士、司法書士、公共用地取得実務経験者、建築積算資格者、建築構造士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、京都府委託実績		
希 望	日本語モードで「まる」と入力して変換するか、記号から選択して「◎」又は「○」が記入できます。 漢数字の「〇」や数字の「0」は入力しないでください。希望する業務の各部門に資格等保有者を置いていない場合は、希望できないことにご注意ください。 (p. 11)	記号 （◎又は○） での記入箇所

(注1) ファイルをメールで送付する際、**ファイル名は「商号又は名称」とし、シート名は「業者カード」から変更しないでください。**

(注2) 送付ファイルは紙媒体で提出される業者カードの内容と同一のものであることを必ず確認してください。

<経営規模等総括表（第2号様式） 記入例>

第2号様式（第4条関係）

経営規模等総括表

※ 受付番号		ふりがな 商号又は名称	にほんまるまるせつけい 日本〇〇設計（株）		主たる 営業所 所在地	京都府京都市上京区下立売 通新町西入1-1
測 量 等 実 績 高	競争への参加を 希望する 業種区分	直前第2年度決算		直前第1年度決算		年間平均
		年 月から 年 月まで	H31年 8月から R1年 7月まで	年 月から 年 月まで	R1年 8月から R2年 7月まで	千円未満切捨て
	測量	千円	千円 50,152	千円	千円 71,321	千円 60,736
	建築関係建設コンサルタント		2,921		10,228	6,574
	土木関係建設コンサルタント		660,822		698,460	679,641
	地質調査業務		67,210		58,744	62,977
	補償関係コンサルタント		12,674		32,118	22,396
計		793,779		870,871	832,324	
自 己 資 本 額	区 分	直前決算時	剰余(欠損)金 処 分	計	決算後増減額	合 計
	払込資本金					
	剰 余 金					
	差額金・自己株式					
	次 期 繰 越 利益(欠損)金			財務諸表-貸借対照表 「純資産合計」		業者カード(第8号様式)の 「自己資本額」に入力
	計			千円 1,102,615	千円 5,000	千円 1,107,615
営 業 年 数 等	創 業	休業又は転(廃)業の期間		現組織への変更		営業年数
	昭和57年10月20日	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日	36年	

◎ 円滑な申請のために ～必ずお読みください～

例年、申請受付時に書類不備や記入不備となる事項の多くは特定のものに集中しています。それらを列挙しますので、提出前にご確認ください。

なお、太字はその中でも特に多いもの又は重大なものです。()内は関連ページです。

<全般> (p. 6)

- ・ 証明書類（現況報告書の写し以外）の発行日が申請日の3箇月以内でない。
- ・ 証明書類の写しが不鮮明。
- ・ 受付完了後の申請内容の訂正は認めません。

<申請書（第1号様式）>

- ・ 申請日が未記入。

<経営規模等総括表（第2号様式）> (p. 6～7, 16)

- ・ 測量等実績高の欄に測量等業務（6業種）以外の業務の実績を記入している。
- ・ 測量等実績高の欄に入札参加を希望しない業種を含んだ合計額を記入している。

<登録証明書（現況報告書）等> (p. 7～8)

- ・ 建設コンサルタント、地質調査業、補償コンサルタントの現況報告書及び登録更新通知書の写し、必要に応じて登録追加通知書の写しが添付されていない。
- ・ 建築設備設計業務を希望される場合に建築設備士登録証の写しが添付されていない。

<府税納税証明請求書、府税納税証明書（第6号様式）> (p. 9)

- ・ 住所、商号、代表者、日付が記入されていない。
- ・ 京都府内に営業所が無い等、納税義務が無い場合にその旨が記入されていない。
- ・ 納税義務がある場合に原本が添付されていない。

<消費税及び地方消費税の納税証明書> (p. 9～10)

- ・ 「書式その1」等を添付している。

<府委託実績調書（第7号様式）> (p. 10)

- ・ 府委託実績が無い場合に「委託実績はありません。」と記入されていない。

<業者カード（第8号様式）> (p. 3～4, 10～15)

- ・ 2部提出が必要であるのに対し、1部しか提出されていない。
なお、2部のうち1部は、提出された申請書を受付後、受付印を押印の上、申請者に返却しますので、必ず提出してください。
- ・ 受付完了後、完了日から2日（土日を除く）以内にファイルをメールで送付してください。ファイル名は「商号又は名称」としてください。
- ・ 直前2箇年の年間平均実績高、自己資本額、営業年数に経営規模等総括表（第2号様式）と異なる金額、数字を記入している。
- ・ 希望できない業務を希望している。希望する業務の各部門に資格等保有者を置かない場合は、当該部門を希望できないことにご注意ください。
- ・ 建築設備設計業務を希望するためには、建築設備士が必要です（設備設計一級建築士では希望できません）。
- ・ 正しくデータを取り込むために最新の様式を使用してください。

◎ 提出書類チェックリスト

申請する前に、提出書類がそろっているかどうかを、チェックリストにより再度確認してください。※印は、該当者のみ提出の書類です。()内は関連ページです。

○チェックリスト

有無	順番	提出書類	様式番号	提出部数
	1	測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書	第1号様式	各1部
	2	経営規模等総括表	第2号様式	
	3	登録証明書（現況報告書）等 ・登録証明書（写し可）＝測量業、建築士事務所、計量証明事業（都道府県により、計量証明事業の登録証明書が発行されない場合、登録簿の謄本に原本と相違ない旨の証明を受けたものを提出（写し可）） ・現況報告書の写し＝建設コンサルタント、地質調査業、補償コンサルタント ・建築設備士登録証の写し＝建築設備設計業務		
	4	測量等実績調書	第3号様式	
	5	技術者経歴書	第4号様式	
	6	（法人の場合）商業・法人登記事項証明書（写し可）		
	7	直前1年の営業年度における財務諸表（写し可）		
	8	営業所一覧表	第5号様式	
	9	府税納税証明書（写し不可）<注①>	第6号様式	
	10	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）		
	11	府委託実績調書<注②>	第7号様式	
	別添	業者カード	第8号様式	2部
	別添	委任状 ※ (p.4)	京都府様式	各1部
	別添	委任状（代理申請用）※ (p.4)	京都府様式	
	別添	切手を貼付した受領書返送用封筒		

第1号様式～第5号様式は、国土交通省様式又は中央公契連統一様式をもって代えることができます。

<注①> 京都府税の納税義務が無い場合についても提出してください。(p.9)

<注②> 京都府からの委託実績が無い場合についても提出してください。(p.10)

第4 申請書等の記載事項の変更

1 申請書提出後、申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を速やかに提出してください。

なお、届出が必要な事項と変更届の添付書類等については、下表を参考にしてください。また、様式は京都府の入札参加資格のホームページ（p.4）から入手できます。

2 資格を有する方が法人の設立等に至った場合、法人が合併した場合、営業譲渡、会社分割で営業を承継した場合は、従前の資格を承継できる場合があります。

※ 詳細は、指導検査課へお問い合わせください。

変更届の添付書類一覧表

変更事項	変更届の添付書類	
	個人	法人
商号又は名称	必要なし	商業・法人登記事項証明書
営業所の名称及び所在地	必要なし	商業・法人登記事項証明書
電話番号	必要なし	
代表者		
資本金額（出資総額）		
測量業者等の登録番号・登録年月日及び登録部門	登録通知書の写し 又は登録証明書	
受任者（委任状提出者のみ）	委任状（京都府様式）	

※ 商業・法人登記事項証明書は写し（印影まで鮮明なものに限る）でも可